

四半期報告書

(第103期第2四半期)

株式会社クレハ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月12日(2015年11月12日)

【四半期会計期間】 第103期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
(自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)

【会社名】 株式会社クレハ

【英訳名】 KUREHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 林 豊

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 久 我 展 史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 久 我 展 史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第102期 第2四半期 連結累計期間	第103期 第2四半期 連結累計期間	第102期
会計期間		自 2014年4月1日 至 2014年9月30日	自 2015年4月1日 至 2015年9月30日	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日
売上高	(百万円)	73,449	68,863	150,182
経常利益	(百万円)	6,039	5,028	15,426
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	4,382	3,356	9,195
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	7,015	3,616	18,608
純資産額	(百万円)	109,968	123,100	120,624
総資産額	(百万円)	235,684	247,394	249,697
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	25.51	19.53	53.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	21.21	16.24	44.51
自己資本比率	(%)	45.6	48.8	47.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,134	5,481	12,533
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△10,255	△5,587	△18,766
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,048	△2,089	5,042
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	7,303	5,588	7,772

回次		第102期 第2四半期 連結会計期間	第103期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2014年7月1日 至 2014年9月30日	自 2015年7月1日 至 2015年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	21.32	14.04

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社(以下、当社グループという)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

又、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術援助契約

会社名	契約先	国別	内容	対価	契約締結日	契約期間	備考
当社	BASF Agro B.V.	オランダ	欧州・南米向け農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」の製剤化及び販売の実施許諾	(注)1	1995年6月21日	1995年6月から2018年6月まで	(注)2
			アメリカ・カナダ向け農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」の製剤化及び販売の実施許諾	(注)1	2006年7月10日	2006年7月から2018年6月まで	(注)2

(注)1 ランニング・ロイヤリティであります。

2 2015年9月に契約期間を延長するための、修正契約を締結いたしました。

(2) 販売契約

会社名	契約先	国別	内容	契約締結日	契約期間	備考
当社	BASF Agro B.V.	オランダ	欧州・南米向け農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」の販売	1995年6月21日	1995年6月から2018年6月まで	(注)
			アメリカ・カナダ向け農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」の販売	2006年7月10日	2006年7月から2018年6月まで	(注)

(注) 2015年9月に契約期間を延長するための、修正契約を締結いたしました。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、原油安が継続し、雇用・所得環境も改善傾向にあり全体としては緩やかな回復基調が続きました。又、世界経済は、中国の成長鈍化はあるものの米国の景気は引き続き底堅く推移しました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は前年同期比6.2%減の688億63百万円となりました。営業利益は前年同期比12.6%減の50億29百万円、経常利益は前年同期比16.7%減の50億28百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比23.4%減の33億56百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 損 益		
	前第2四半期	当第2四半期	増減	前第2四半期	当第2四半期	増減
機能製品事業	18,168	18,795	626	△398	113	512
化学製品事業	17,779	15,094	△2,685	3,259	2,417	△842
樹脂製品事業	22,981	21,976	△1,004	2,220	1,677	△543
建設関連事業	7,361	6,327	△1,034	369	318	△51
その他関連事業	7,158	6,669	△488	531	421	△110
消 去	—	—	—	△226	82	308
連結合計	73,449	68,863	△4,586	5,756	5,029	△726

① 機能製品事業

機能樹脂分野では、PPS樹脂の売上げは減少したものの、リチウムイオン二次電池用バインダー用途・工業用途向けのふっ化ビニリデン樹脂及びシジュールガス・オイル掘削用途向けのPGA(ポリグリコール酸)樹脂の売上げは拡大し、この分野での売上げは増加し、前期の営業損失から営業利益となりました。

炭素製品分野では、炭素繊維、特殊炭素材料共に売上げが減少し、この分野での売上げは減少したものの、コスト削減に努めた結果、営業損失は縮小しました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比3.5%増の187億95百万円となり、前年同期の営業損失から1億13百万円の営業利益となりました。

② 化学製品事業

医薬・農薬分野では、農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」及び慢性腎不全用剤「クレメジン」の出荷が減少し、この分野での売上げ、営業利益は共に減少しました。

工業薬品分野では、無機薬品類及び有機薬品類の売上げが減少し、この分野での売上げ、営業利益は共に減少しました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比15.1%減の150億94百万円となり、営業利益は前年同期比25.8%減の24億17百万円となりました。

③ 樹脂製品事業

コンシューマー・グッズ分野では、家庭用ラップ「NEWクレラップ」の売上げは前年並み、ふっ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げは増加し、この分野での売上げは増加しましたが、コストが増加したために営業利益は減少しました。

業務用食品包装材分野では、包装機械の売上げが減少し、この分野での売上げ、営業利益は共に減少しました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比4.4%減の219億76百万円となり、営業利益は前年同期比24.5%減の16億77百万円となりました。

④ 建設関連事業

建設事業は、震災復興関連等の公共工事は堅調に推移しているものの民間建築工事が減少したことにより売上げ、営業利益共に減少しました。

エンジニアリング事業は、プラント建設工事の減少により売上げは減少しましたが、経費削減により営業利益は前年同期並みとなりました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比14.0%減の63億27百万円となり、営業利益は前年同期比13.9%減の3億18百万円となりました。

⑤ その他関連事業

環境事業は、焼却炉更新工事実施による産業廃棄物処理の減少により売上げ、営業利益共に減少しました。

運送事業は、売上げは減少しましたが、経費削減により営業利益は増加しました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比6.8%減の66億69百万円となり、営業利益は前年同期比20.8%減の4億21百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期末の資産の部につきましては、前期末比23億2百万円減の2,473億94百万円となりました。流動資産は、現金及び預金が減少したこと等により、前期末比15億16百万円減の744億32百万円となりました。固定資産は、大型の設備投資が一巡したこと等から有形固定資産が前期末比1億30百万円減の1,230億54百万円となったこと及び投資有価証券の売却等により、前期末比7億86百万円減の1,729億61百万円となりました。

負債の部につきましては、前期末比47億78百万円減の1,242億93百万円となりました。これは、有利子負債が社債の償還等により前期末比8億9百万円減の858億27百万円となったこと、設備投資代金や法人税等の支払いを実施したこと等によります。

純資産の部につきましては、前期末比24億76百万円増の1,231億円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益を33億56百万円計上し、剰余金の配当を11億16百万円実施したこと等によります。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは54億81百万円の収入となり、前年同期に比べ13億47百万円収入が増加いたしました。これは、税金等調整前四半期純利益が減少した一方、減価償却費が増加したことや売上債権が減少したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは55億87百万円の支出となり、前年同期に比べ46億67百万円支出が減少いたしました。これは、有形及び無形固定資産の取得による支出が減少したことや出資金の払込による支出が減少したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期50億48百万円の収入から、当第2四半期は20億89百万円の支出となりました。これは、コマーシャル・ペーパーの発行や長期借入による調達が増加した一方、社債の償還を行ったことなどによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期末残高は、前期末に比べ21億84百万円減少し、55億88百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針等

当社は、2013年3月22日に開催された当社取締役会において、同年6月25日開催の定時株主総会における承認を条件に、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、又、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策の内容を一部変更した上で更新することを決定いたしました(以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。)

その後、同年6月25日開催の定時株主総会において本対応策は承認されました。

① 株式会社の支配に関する基本方針

ア. 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであります。

従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

イ. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切にご判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えております。

ウ. しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「中計GG-II」の達成とコーポレート・ガバナンスの確立及び内部統制の強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての本対応策の概要は以下のとおりであります。

ア. 本対応策の目的

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切にご判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的としております。

イ. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後(当社取締役会が株主意思の確認を行う場合は、株主意思確認の手続きが終了した後)に大規模買付行為を開始する、というものであります。

大規模買付ルールの具体的な手続きとして、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の実行又は提案に先立ち、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。それに対し当社は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して5営業日以内に、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の回答期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。又、当初提供していただいた本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送すると共にその旨を公表することといたします。又、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該本必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、その旨を公表すると共に、後記の取締役会による評価・検討を開始することがあります。

大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)といたします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(当社取締役会が株主意思の確認を行う場合は、株主意思確認の手続きが終了した後)にのみ開始されるものといたします。

ウ. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、又は、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも、本必要情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。

対抗措置を講じるか否か、発動した対抗措置を停止等するか否か等については、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、更新前の対応策と同様に独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等についての勧告を行うものといたします。

又、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について、株主の皆様の意思を確認することを独立委員会が勧告した場合、あるいは、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた場合であっても、対抗措置発動の可否について株主の皆様の意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための手続きをとることがあります。

当社取締役会は、独立委員会の勧告及び株主の皆様の意思を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものといたします。

エ. 有効期間、更新及び廃止

本対応策の有効期間は、2013年6月25日開催の定時株主総会終結の時より3年間(2016年6月に開催予定の定時株主総会の時まで)とし、以降、本対応策の更新(一部修正した上での継続を含みます。)については株主総会の承認を経ることといたします。

本対応策は、その有効期間中であっても①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。又、本対応策の有効期間中であっても、企業価値・株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応策の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本対応策について更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主の皆様にも不利益を与えない場合には、本対応策を修正又は変更する場合があります。

オ. 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

但し、大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

④ 上記項目②の取組みとして記載の「中計GG-IIの達成」及び「コーポレート・ガバナンスの確立及び内部統制の強化」ならびに③の取組みとして記載の本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

- ・当該取組みが基本方針に沿うものであること
- ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
- ・当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

「中計GG-IIの達成」及び「コーポレート・ガバナンスの確立及び内部統制の強化」は、いずれも企業価値・株主共同の利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

又、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（1 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2 事前開示・株主意思の原則、3 必要性・相当性確保の原則）を充たしております。

又、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月30日 企業価値研究会）その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものであります。

ウ. 株主意思を尊重するものであること

本対応策の有効期間は2013年6月25日開催の定時株主総会の終結の時より3年間とし、以降、本対応策の更新については株主総会の承認を経ることとしております。本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしており、株主意思を尊重するものとなっております。

なお、当社取締役の任期は従来通り1年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっております。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任いたします。本対応策に記載の対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものいたします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います(但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。)。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本対応策は、項目③ーウ.「大規模買付行為がなされた場合の対応策」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えております。

カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。又、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は22億99百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2015年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2015年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,683,909	181,683,909	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	181,683,909	181,683,909	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2015年6月24日
新株予約権の数(個)	341(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2015年7月22日～2045年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 426 資本組入額 213
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2015年6月24日から2016年6月23日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③割当対象者が新株予約権を放棄した場合、当該割当者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年9月30日	—	181,683,909	—	12,460	—	10,203

(6) 【大株主の状況】

2015年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	13,746	7.57
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	7,616	4.19
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町3-5-1	5,830	3.21
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,611	3.09
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,032	2.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,000	2.20
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク 銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	3,281	1.81
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	2,722	1.50
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	2,702	1.49
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	2,664	1.47
計	—	53,204	29.28

(注)1 上記のほか当社所有の自己株式9,814千株(5.40%)があります。

2 2015年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.、野村アセットマネジメント株式会社が2015年8月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	4,979	2.67
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	2,026	1.08
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	0	0.00
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	4,048	2.23
計	—	11,054	5.76

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2015年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,814,000 (相互保有株式) 普通株式 15,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 171,381,000	171,381	—
単元未満株式	普通株式 473,909	—	—
発行済株式総数	181,683,909	—	—
総株主の議決権	—	171,381	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式等が以下のとおり含まれております。

(自己保有株式)
株クレハ 260株

② 【自己株式等】

2015年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株クレハ	東京都中央区日本橋 浜町3-3-2	9,814,000	—	9,814,000	5.40
(相互保有株式) エルメック電子工業株	新潟県新潟市北区木崎 778-45	15,000	—	15,000	0.01
計	—	9,829,000	—	9,829,000	5.41

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2015年7月1日から2015年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2015年4月1日から2015年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2015年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,772	5,588
受取手形及び売掛金	28,984	28,799
商品及び製品	26,303	25,245
仕掛品	1,144	1,997
原材料及び貯蔵品	5,327	5,786
その他	6,609	7,222
貸倒引当金	△192	△207
流動資産合計	75,949	74,432
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	39,198	42,138
機械装置及び運搬具（純額）	49,514	56,823
建設仮勘定	18,123	6,780
その他（純額）	16,350	17,313
有形固定資産合計	123,185	123,054
無形固定資産	2,448	2,413
投資その他の資産		
投資有価証券	26,960	26,530
その他	21,283	21,065
貸倒引当金	△129	△102
投資その他の資産合計	48,114	47,493
固定資産合計	173,748	172,961
資産合計	249,697	247,394

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2015年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,766	14,841
短期借入金	18,094	19,473
1年内返済予定の長期借入金	6,772	7,107
未払法人税等	2,430	1,655
賞与引当金	2,712	2,643
役員賞与引当金	196	75
環境対策引当金	21	—
その他	26,268	16,266
流動負債合計	70,262	62,064
固定負債		
社債	17,000	17,000
新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	19,770	23,246
役員退職慰労引当金	229	209
環境対策引当金	374	374
退職給付に係る負債	550	580
資産除去債務	804	810
その他	5,081	5,008
固定負債合計	58,810	62,229
負債合計	129,072	124,293
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,460	12,460
資本剰余金	10,013	10,013
利益剰余金	84,163	86,396
自己株式	△4,487	△4,448
株主資本合計	102,150	104,422
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,352	9,580
繰延ヘッジ損益	△5	△10
為替換算調整勘定	7,272	7,210
退職給付に係る調整累計額	△615	△515
その他の包括利益累計額合計	16,002	16,265
新株予約権	68	42
非支配株主持分	2,403	2,370
純資産合計	120,624	123,100
負債純資産合計	249,697	247,394

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)
売上高	73,449	68,863
売上原価	54,221	49,964
売上総利益	19,227	18,899
販売費及び一般管理費	※ 13,471	※ 13,869
営業利益	5,756	5,029
営業外収益		
受取利息	28	27
受取配当金	320	390
持分法による投資利益	96	147
為替差益	376	—
その他	291	316
営業外収益合計	1,113	882
営業外費用		
支払利息	335	339
売上割引	243	220
為替差損	—	191
その他	251	131
営業外費用合計	830	883
経常利益	6,039	5,028
特別利益		
投資有価証券売却益	70	319
受取賠償金	40	35
その他	11	8
特別利益合計	122	363
特別損失		
固定資産除売却損	172	243
その他	6	25
特別損失合計	178	268
税金等調整前四半期純利益	5,982	5,122
法人税等	1,636	1,752
四半期純利益	4,345	3,370
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△37	14
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,382	3,356

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)
四半期純利益	4,345	3,370
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,003	215
繰延ヘッジ損益	5	△4
為替換算調整勘定	1,664	△129
退職給付に係る調整額	171	101
持分法適用会社に対する持分相当額	△175	63
その他の包括利益合計	2,669	246
四半期包括利益	7,015	3,616
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,018	3,618
非支配株主に係る四半期包括利益	△3	△1

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,982	5,122
減価償却費	3,916	4,810
引当金の増減額 (△は減少)	△52	△154
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△456	△521
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	73	△23
受取利息及び受取配当金	△349	△417
支払利息	335	339
持分法による投資損益 (△は益)	△96	△147
有形及び無形固定資産除売却損益 (△は益)	163	240
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△70	△319
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,346	252
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,071	△198
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,085	△610
仕入債務の増減額 (△は減少)	△154	826
その他の負債の増減額 (△は減少)	1,733	△1,698
その他	△530	△314
小計	5,991	7,186
利息及び配当金の受取額	956	1,191
利息の支払額	△346	△396
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,466	△2,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,134	5,481
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△8,526	△6,458
有形及び無形固定資産の売却による収入	40	232
有形固定資産の除却による支出	△443	△438
投資有価証券の取得による支出	△369	△23
投資有価証券の売却による収入	215	1,069
子会社株式の取得による支出	△10	—
出資金の払込による支出	△1,276	△0
貸付けによる支出	△0	△20
貸付金の回収による収入	48	48
その他	65	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,255	△5,587

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	1,000	4,000
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,714	1,308
長期借入れによる収入	5,126	7,149
長期借入金の返済による支出	△2,645	△3,304
社債の償還による支出	—	△10,000
配当金の支払額	△1,030	△1,116
非支配株主への配当金の支払額	△37	△30
その他	△78	△96
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,048	△2,089
現金及び現金同等物に係る換算差額	△211	11
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,284	△2,184
現金及び現金同等物の期首残高	8,726	7,772
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△166	—
連結子会社の非連結子会社合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	28	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 7,303	※ 5,588

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)	
(会計方針の変更)	
<p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び 「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等 を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資 本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしま した。又、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得 原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いた します。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っておりま す。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務 諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社 株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載 し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却 に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法 に変更しております。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離 等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわた って適用しております。</p> <p>なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。</p>	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)	
1 原価差異の繰延処理	
<p>季節的に変動する操業度により発生した原価差異につきましては、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるた め、当該原価差異を流動資産として繰延べております。</p>	
2 税金費用の計算	
<p>当連結会計年度のグループ各社の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引 前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。</p>	

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)
給料・賞与	3,758百万円	3,914百万円
賞与引当金繰入額	772百万円	768百万円
退職給付費用	329百万円	274百万円
研究開発費	2,289百万円	2,272百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおり
であります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)
現金及び預金	7,303百万円	5,588百万円
現金及び現金同等物	7,303百万円	5,588百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年4月15日 取締役会	普通株式	1,030	6.00	2014年3月31日	2014年6月3日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年10月21日 取締役会	普通株式	944	5.50	2014年9月30日	2014年12月2日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2015年4月21日 取締役会	普通株式	1,116	6.50	2015年3月31日	2015年6月2日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2015年10月20日 取締役会	普通株式	945	5.50	2015年9月30日	2015年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	18,168	17,779	22,981	7,361	7,158	73,449	—	73,449
セグメント間の内部 売上高又は振替高	565	147	307	3,590	3,371	7,982	△7,982	—
計	18,733	17,926	23,289	10,952	10,530	81,432	△7,982	73,449
セグメント利益又は 損失(△)	△398	3,259	2,220	369	531	5,983	△226	5,756

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	18,795	15,094	21,976	6,327	6,669	68,863	—	68,863
セグメント間の内部 売上高又は振替高	455	189	196	2,821	3,080	6,743	△6,743	—
計	19,251	15,283	22,173	9,148	9,749	75,606	△6,743	68,863
セグメント利益	113	2,417	1,677	318	421	4,947	82	5,029

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	25円51銭	19円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	4,382	3,356
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	4,382	3,356
普通株式の期中平均株式数(株)	171,788,726	171,840,754
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	21円21銭	16円24銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	34,808,827	34,797,548
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの 概要	—	—

2 【その他】

2015年10月20日開催の取締役会において、2015年9月30日最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 945百万円 |
| ② 1株当たりの配当金 | 5円50銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2015年12月2日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2015年11月12日

株式会社クレハ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 木 孝 叔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛 田 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クレハの2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2015年7月1日から2015年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2015年4月1日から2015年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社の2015年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月12日(2015年11月12日)
【会社名】	株式会社クレハ
【英訳名】	KUREHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 林 豊
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町3-3-2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長小林豊は、当社の第103期第2四半期(自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

